

「佐賀県道路交通環境安全推進連絡会議」規約

(名称)

第1条 本会議は、「佐賀県道路交通環境安全推進連絡会議」(以下、「推進連絡会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 佐賀県内の交通管理者及び道路管理者が連携して行う安全な道路交通環境の整備のための主要施策(以下、「主要施策」という。)について、適切な進行管理を行い、また、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させ、佐賀県における安全な交通環境の整備を推進することを目的とする。

(内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、検討するものとする。

- (1) 佐賀県道路交通環境安全推進プログラムの策定
- (2) 地域住民への広報
- (3) 地域住民等の道路交通環境に関する意見の主要施策への反映
- (4) わかりやすい道路標識の整備
- (5) 重大事故の再発防止
- (6) その他、安全な道路交通環境の整備に関する事項

(推進連絡会議)

第4条 推進連絡会議の構成は別表1に掲げる者をもって組織するものとする。ただし、推進連絡会議が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 推進連絡会議には、議長を置き、佐賀県警察本部交通規制課長、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長が交互に担当するものとし、会議を招集するものとする。

(組織)

第5条 推進連絡会議には、「アドバイザー会議」及び「道路交通環境安全調査委員会」(以下、「調査委員会」という。)を設けるものとする。また下部組織として「幹事会」を設けるものとする。

(アドバイザー会議)

第6条 アドバイザー会議の構成は、別表2に掲げる者をもって組織とするものとする。ただし、推進連絡会議により必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

- 2 アドバイザー会議は、推進連絡会議において検討される主要施策の実施に関する技術的助言、主要施策の効果評価に関する指導・助言、道路交通環境の安全を図るための新規施策に関する助言等を諮ることを目的とする。

- 3 アドバイザー会議には、議長を置き構成員の互選によって定めるものとする。
- 4 アドバイザー会議は、推進連絡会議の議長が招集するものとする。

(調査委員会)

- 第7条 調査委員会の構成は、別表3に掲げる者をもって組織するものとする。ただし、推進連絡会議により必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。
- 2 調査委員会は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、必要に応じて速やかに事故発生要因の調査・分析を行い、道路交通環境の改善策の立案等を行うことを目的とする。
 - 3 調査委員会には、委員長を置き委員の互選によって定めるものとする。
 - 4 調査委員会は、推進連絡会議の議長が招集するものとする。

(幹事会)

- 第8条 幹事会の構成は、別表4に掲げる者をもって組織するものとする。
- 2 幹事会は、推進連絡会議で所掌する事務の補助を行うものとする。
 - 3 幹事会の幹事長は、佐賀県警察本部交通規制課課長補佐、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所副所長が交互に担当するものとし、部会を召集するものとする。
 - 4 幹事会が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができるものとする。

(事務局等)

- 第9条 推進連絡会議の事務局は、佐賀県警察本部交通規制課、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所管理第二課及び佐賀県県土整備部道路課が共同でその任にあたるものとする。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるほか、運営に必要な事項は、推進連絡会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成13年7月6日より施行する。

平成16年	2月	3日	一部改正
平成22年	11月	16日	一部改正
平成27年	9月	8日	一部改正
平成28年	3月	18日	一部改正
平成28年	10月	7日	一部改正
平成30年	8月	20日	一部改正
令和2年	3月	18日	一部改正
令和3年	2月	16日	一部改正

別表-1 「佐賀県道路交通環境安全推進連絡会議」構成

	所属・役職名
(議長)	国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所長
(議長)	佐賀県 警察本部 交通部 交通規制課長
委員	佐賀県 警察本部 交通部 交通企画課長
委員	佐賀県 県土整備部 道路課長
委員	佐賀県 県土整備部 都市計画課長
委員	佐賀県 県民環境部 暮らしの安全安心課 交通事故防止特別対策室長
委員	佐賀市 建設部長
委員	西日本高速道路(株) 九州支社 佐賀高速道路事務所長
委員	佐賀県 道路公社 事務局長
事務局	国土交通省 佐賀国道事務所 管理第二課 佐賀県警察本部 交通部 交通規制課 佐賀県 県土整備部 道路課

別表-2 「アドバイザー会議」構成

	所属・役職名	氏名
委員	佐賀大学 名誉教授	佐藤 三郎
委員	佐賀大学 名誉教授	清田 勝
委員	佐賀大学 医学部 救急医学講座 教授	阪本 雄一郎
委員	佐賀大学 名誉教授	堀川 悦夫
委員	佐賀大学 大学院 学校教育学研究科 准教授	堤 公一
委員	佐賀県交通安全協会 専務理事	陣内 学
委員	佐賀県バス・タクシー協会 専務理事	江上 康男
委員	佐賀県トラック協会 専務理事	前田 勝久
事務局	国土交通省 佐賀国道事務所 管理第二課 佐賀県警察本部 交通部 交通規制課 佐賀県 県土整備部 道路課	

※推進連絡会議により必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。

別表-3 「調査委員会」構成

	所属・役職名	氏名
委員	佐賀大学 名誉教授	佐藤 三郎
委員	佐賀大学 名誉教授	清田 勝
委員	佐賀大学 医学部 救急医学講座 教授	阪本 雄一郎
委員	佐賀大学 名誉教授	堀川 悦夫
委員	佐賀大学 大学院 学校教育学研究科 准教授	堤 公一
委員	国土交通省 佐賀国道事務所 技術副所長	
委員	佐賀県 警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐	
委員	佐賀県 警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐	
委員	佐賀県 県土整備部 道路課 技術監	
委員	佐賀県 県土整備部 都市計画課 技術監	
委員	佐賀県 県民環境部 暮らしの安全安心課 交通事故防止特別対策室 参事	
委員	佐賀市 建設部 道路整備課 課長	
委員	西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所 統括課長	
委員	佐賀県道路公社 維持管理課 課長	
事務局	国土交通省 佐賀国道事務所 管理第二課 佐賀県警察本部 交通部 交通規制課 佐賀県 県土整備部 道路課	

※推進連絡会議により必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。

別表-4 「幹事会」構成

	所属・役職名
委員	国土交通省 佐賀国道事務所 技術副所長
委員	佐賀県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
委員	佐賀県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐
委員	佐賀県 県土整備部 道路課 技術監
委員	佐賀県 県土整備部 都市計画課 技術監
委員	佐賀県 県民環境部 暮らしの安全安心課 交通事故防止特別対策室 参事
委員	佐賀市 建設部 道路整備課 課長
委員	西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所 統括課長
委員	佐賀県道路公社 維持管理課 課長
事務局	国土交通省 佐賀国道事務所 管理第二課 佐賀県警察本部 交通部 交通規制課 佐賀県 県土整備部 道路課

※推進連絡会議により必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。